居宅介護支援
契約書

介護屋みらい　船橋店

介護保険事業者指定番号　1270906991

船橋市滝台町１０７-４２　３０１号室

電話 047-404-2660　-　FAX 047-404-2661

＿＿＿＿＿＿＿様以下、「利用者」　といいます）　と株式会社介護屋宮﨑が営む介護屋みらい船橋店（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第１条（契約の目的）

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

第２条（契約期間）

1 この契約の契約期間は令和　　年　　月　　日から利用者の要介護認定または要支援認定（以下、「要介護認定等」といいます）の有効期間満了日までとします。

2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第３条（介護支援専門員）

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にその氏名を文書で通知します。

第４条（居宅サービス計画作成の支援）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。なお、居宅サービス計画を作成するに当たり、利用者および家族の希望を尊重します。

① 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。なお、利用者は複数の指定居宅サービス事業所を紹介するように求める事ができます。

③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。その際、当該居宅サービス事業所を居宅サービス計画書に位置づけた理由を求める事ができます。

⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を公正中立に行います。

第５条（経過観察・再評価）

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

① 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。

② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、 要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

※ サービス状況の経過観察を行う際に、一定の条件を満たした場合に、ご利用者及びご家族に事前に同意を得たうえで、ﾃﾚﾋﾞ電話装置等を活用したﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞを実施する場合があります。

第６条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介等の支援をします。

第７条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更を必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって公正中立に居宅サービス計画を変更します。

第８条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、千葉県国民健康保険団体連合会に提出します。

第９条（要介護認定等の申請に係る援助）

事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

① なお申請の内容および可否については第５条③に基づき公正中立に行います。

第１０条（サービスの提供の記録）

1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。

2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第１項のサービス実施記録を閲覧できます。

3 利用者は、当該利用者に関する第１項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

4 第１２条１項から３項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第１１条（料金）

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は【重要事項説明書の４】のとおりです。

第１２条（契約の終了）

1 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、１ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

3 事業者は、利用者またはその家族等が、事業者や介護支援専門員その他の職員に対して、契約を継続し難い程度の身体的な攻撃（暴力、傷害等）、精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言、土下座の強要等）、威圧的な言動、継続的かつ執拗な言動、拘束的な言動（監禁等）、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントその他の迷惑行為等により、職員の就業環境を害した場合、何らの催告を要せず直ちに文書で通知することにより、契約を解除することができます。なお、本項に基づく契約解除により利用者に損害が生じた場合であっても、事業者は一切の損害賠償責任を負わないものとします。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

① 利用者が介護保険施設などに入所した場合

② 利用者が入院などによりサービスの利用が６ヶ月以上なかった場合

③ 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

④ 利用者が死亡した場合

第１３条（秘密保持）

別紙、個人情報使用同意書の記載事項に則り以下３点を踏まえます。

1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第１４条（医療機関との連携）

1 利用者が病院又は診療所に入院する場合、利用者又は家族は、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるものとする。

2 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。

3 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

第１５条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第１６条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第１７条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第１８条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第１９条（本契約に定めのない事項）

1　利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

2　本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第２０条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、利用者、事業者が署名の上、１通ずつ保有するものとします。

契約締結日　令和　　年　　月　　日

契約者氏名

事業者

＜事業者名＞　介護屋みらい　船橋店　（千葉県介護保険事業者番号　1270906991　）

＜住所＞　船橋市滝台町-１０７-４２　３０１号室

＜代表者名＞　宮﨑　里美

利用者

＜住所＞ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜氏名＞ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代理人）

＜住所＞ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜氏名＞ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿